

川西市職員給与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

川西市長 越田謙治郎

川西市規則第 13 号

川西市職員給与条例施行規則の一部を改正する規則

川西市職員給与条例施行規則（昭和31年川西市規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正前	改正後
(扶養手当) 第4条 条例第12条第2項に該当する扶養親族であつても次の各号に掲げる者は扶養親族の対象とならない。 (1) (略) (2) 恒常的所得を得るに至つてから12箇月間に、 <u>130万円以上</u> の所得があると見込まれる者 (3) (略)	(扶養手当) 第4条 条例第12条第2項に該当する扶養親族であつても次の各号に掲げる者は扶養親族の対象とならない。 (1) (略) (2) 恒常的所得を得るに至つてから12箇月間に、 <u>130万円以上</u> （満18歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者にあつては、 <u>150万円以上</u> ）の所得があると見込まれる者 (3) (略)

付 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。